

国民体育大会冬季大会の開催実績及び今後の開催予定

◆平成12年(第55回大会)以降の冬季大会開催都道府県

2023/8/24

大会		本大会	冬季大会		
年	回		スキー	スケート	アイスホッケー
2000(H12)	55	富山	富山★	青森	
2001(H13)	56	宮城	長野	山梨	
2002(H14)	57	高知	新潟	北海道	
2003(H15)	58	静岡	北海道	群馬	
2004(H16)	59	埼玉	山形	青森	
2005(H17)	60	岡山	岩手	山梨	東京
2006(H18)	61	兵庫	群馬	北海道	
2007(H19)	62	秋田	秋田★	群馬	
2008(H20)	63	大分	長野		
2009(H21)	64	新潟	新潟★	青森	
2010(H22)	65	千葉	北海道		
2011(H23)	66	山口	秋田	青森	
2012(H24)	67	岐阜	岐阜★	(ス)岐阜★ (シ・フ)愛知	愛知
2013(H25)	68	東京	秋田	東京★(ス福島)	
2014(H26)	69	長崎	山形	栃木	
2015(H27)	70	和歌山	群馬		
2016(H28)	71	岩手	岩手★		
2017(H29)	72	愛媛	長野		
2018(H30)	73	福井	新潟	山梨	神奈川
2019(H31/R1)	74	茨城	北海道		
2020(R2)	75	鹿児島	富山	青森	
2021(R3)	76	三重	秋田 ※中止	ス・岐阜 シ・フ・愛知	愛知
2022(R4)	77	栃木	秋田	栃木	
2023(R5)	特別	鹿児島	岩手	青森	
国民スポーツ大会					
2024(R6)	78	佐賀	山形	北海道	
2025(R7)	79	滋賀	秋田	ス・群馬 シ・フ・岡山	岡山
2026(R8)	80	青森	青森		
2027(R9)	81	宮崎 (内定)	(未定)		
2028(R10)	82	長野 (内定)	長野 (内定)		
2029(R11)	83	群馬 (開催申請書提出順序了解県)	(未定)		
2030(R12)	84	島根 (開催申請書提出順序了解県)	(未定)		
2031(R13)	85	奈良 (開催申請書提出順序了解県)	(未定)		
2032(R14)	86	山梨 (開催申請書提出順序了解県)	(未定)		
2033(R15)	87	鳥取 (開催申請書提出順序了解県)	(未定)		
2034(R16)	88	沖縄 (開催申請書提出順序了解県)	(未定)		

【注】① ★印の都道府県は、国体本大会(夏秋季大会)と冬季大会を併せて開催。

② スケート競技会の(ス)はスピード種目を、(シ)はショートトラック種目を、(フ)はフィギュアスケート種目を表す。

2024年1月に開催3年前を切る

特別国民体育大会(鹿児島) 参加資格違反

資料No.2-1

	都道府県	競技 (種目)	種別	違反内容		処分	
						対象者	関係団体
①	大阪府	バスケットボール	成年男子	外国籍選手に係る参加資格違反	在留資格が「留学」に該当	1大会の参加・出場禁止 (特別大会近畿ブロック大会・本大会)	大阪府スポーツ協会:注意(文書) 日本バスケットボール協会:注意(文書)
②	北海道	ローイング カヌー	成年男子	出場競技数に係る参加資格違反	ローイング競技(監督)およびカヌー競技(選手)に申込み	1大会の参加・出場禁止 (特別大会本大会)	北海道スポーツ協会:注意(文書) 日本ローイング協会:注意(文書) 日本カヌー連盟:注意(文書)
③	和歌山県	トライアスロン	成年男子・ 成年女子	監督の兼任に係る参加資格違反	成年男子および成年女子の監督として申込み	1大会の参加・出場禁止 (特別大会本大会)	和歌山県体育協会:注意(文書) 日本トライアスロン連合:注意(文書)

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程

第1章 総則

第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国体開催基準要項細則第3項に係る違反
 - ※「参加」とは参加申込締切時にエントリーしていることをいう。
 - ※「出場」とは競技会に出場することをいう。
- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反

第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育・スポーツ協会「以下「都道府県体協」という」及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほか、別途処分を課すことができる。

第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該者及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。
 - (1) 競技会開始前及び終了後
国民体育大会委員会委員長（以下、「国体委員長」という。）並びに国体委員長が指名した者（若干名）とし、議長の任は国体委員長があたるものとする。
 - (2) 競技会期間中
大会委員長（国体委員長）並びに大会委員長が指名した総務委員（若干名）とし、議長の任は大会委員長があたるものとする。
2. 聴聞会において、当該者及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への出場については、国体委員長が本規程第5条に基づき決定する。

第5条 参加資格違反に関する処分

1. 故意または重大な過失による違反の場合

(1) 競技会開始前及び期間中

- 1) 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。
また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに出場を中止させる。
- 2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加・出場できることとする。
- 3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。
- 4) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。
- 5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

- 1) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。
- 2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。
- 3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加・出場禁止処分とする。
- b. 次順位の選手の参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加・出場できることとする。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の出場は認めないものとする。

2) 団体競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加・出場禁止処分とする。
- b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に出場できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、出場できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加・出場できることとする。

- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場は認めないものとする。
- (2) 競技会期間中
- 1) 個人競技
 - a. 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させ、成績を抹消する。
 - b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
 - c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の出場を直ちに中止させる。
 - 2) 団体競技
 - a. 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。
 - b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
 - c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に出場できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
 - d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場を直ちに中止させる。
- (3) 競技会終了後
- 当該者については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。
ただし、成績は訂正しないものとする。

第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加・出場については、国体委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該者・チームの参加に関する処分

- (1) 当該者・チームの当該大会の出場、及び次回大会以降の参加・出場の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

2. 成績に関する処分

規律パネルの決定に従い、当該者・チームの成績を抹消する。

なお、当該大会の他の種目等において、当該者及び当該者が構成員となっているチームの成績が発生している場合は、その処分について国体委員会において審議の上、決定する。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に出場できるものとする。

第10条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
2. 当該者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの国体における成績は抹消する。

第4章 競技順位等の取り扱い

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会出場（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
 - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
 - (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該者（チーム）に賞状を授与する。
 - (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

第5章 上訴

第12条 上訴

国体委員会の最終的な処分決定に対し、当該者及び当該者の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第6章 その他

第13条 その他

1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。

2. 参加資格違反については、違反した当該大会から 1 大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
3. 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協及び当該中央競技団体と協議の上、国体委員会において決定する。

第 14 条 規程の変更

この規程は、国体委員会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成 20 年 4 月 25 日より施行する。
 - ※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則（平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成 19 年 3 月 7 日制定）」を統合・整理したものである。このことにより、上記規則、規定は廃止する。
2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
3. 本規程は、平成 23 年 12 月 15 日一部改訂し、同日から施行する。
4. 本規程の平成 23 年 12 月 15 日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第 5 条の 2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成 24 年 3 月 22 日国体委員会決定）。
5. 本規程は、平成 27 年 3 月 12 日一部改定し、同日から施行する。
6. 本規程は、平成 28 年 6 月 17 日一部改定し、同日から施行する。
7. 本規程は、平成 29 年 12 月 15 日一部改定し、同日から施行する。
8. 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日一部改定し、同日から施行する。
9. 本規程は、令和 2 年 3 月 12 日一部改定し、同日から施行する。
10. 本規程は、令和 4 年 8 月 25 日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本スポーツ協会

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加・出場禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 以下に該当する場合は、1大会の参加・出場禁止とする。
 - (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
 - (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）
 - (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。
 2. 上記1に該当しない場合は、2大会の参加・出場禁止とする。
 3. その他
 - (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加・出場禁止期間を決定する。
 - (2) 「1大会の参加・出場禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。
- ※ 「例外適用」の対象者
- ① 新卒業者
 - ② 結婚又は離婚に係る者
 - ③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ）
 - ④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ）
 - ⑤ JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ）

附記

1. 本取り扱いは、平成24年3月22日より施行する
2. 本取り扱いは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
3. 本取り扱いは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。
4. 本取り扱いは、令和2年3月12日一部改定し、同日から施行する。

東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容**(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和**

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第79回国民スポーツ大会（滋賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第79回国民スポーツ大会（滋賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育・スポーツ協会へ提出する。

- (2) 所属となる都道府県体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。

1) ブロック大会

ブロック大会実施競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。

2) 本大会

全競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。

- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民スポーツ~~体育~~大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、平成 23 年 4 月 26 日に制定、施行し、第 66 回本大会及び第 67 回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第 2 項(3)の「ふるさと選手制度（追加）」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 67 回本大会及び第 68 回冬季大会）」については、平成 23 年 12 月 15 日に改定、第 67 回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 68 回本大会及び第 69 回冬季大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 24 年 12 月 20 日に改定、第 68 回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 69 回本大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 25 年 12 月 12 日に改定、第 69 回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成 26 年 6 月 12 日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成 26 年 8 月 28 日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成 27 年 3 月 12 日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成 28 年 3 月 3 日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成 28 年 12 月 16 日に改定、施行する。
- (10) 本特例は、平成 29 年 12 月 15 日に改定、施行する。
- (11) 本特例は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、施行する。
- (12) 本特例は、平成 30 年 12 月 13 日に改定、施行する。
- (13) 本特例は、令和元年 12 月 12 日に改定、施行する。
- (14) 本特例は、令和 2 年 7 月 17 日に改定し、第 76 回大会より施行する。
- (15) 本特例は、令和 2 年 12 月 10 日に改定し、施行する。
- (16) 本特例は、令和 3 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (17) 本特例は、令和 4 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (18) 本特例は、令和 5 年 12 月 8 日に改定し、施行する。

- ユニフォーム規程第5条には「表示の特例」に関する記載があるものの、具体的な競技・種目については明文化されていない。
- 競技毎のユニフォームに関する規程内容を踏まえ、所属先等のマスキングを行うことでユニフォームの機能に影響を及ぼし、各競技の規程に違反する恐れのある競技・種目を特例の対象としたい

＜対象競技・種目＞

- スキー(全種目): 空気透過率
- スケート(スピード、ショートトラック): 空気抵抗

参考: 国民体育大会ユニフォーム規程
第5条(表示の特例)

競技別ユニフォームの性能と競技結果が密接である競技・種目については、特例として、選手個人の所属先等が表示された競技別ユニフォームの着用を認める。対象となる競技・種目については、競技特性を考慮の上、国民スポーツ大会委員会にて協議し、決定する。

ただし、上記に該当する競技別ユニフォームを着用する際に手続きが必要な場合は、当該中央競技団体等に対して所定の手続きを行うこと。日本スポーツ協会及び当該競技団体が審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

◆開催基準要項等諸規程の改定概要

1. 大会名称変更(国民体育大会➡国民スポーツ大会)
2. 関連諸規程の関係の明確化
3. 改廃手続きの明確化
4. 競技別プログラムの電子化

(外部団体、他部署との調整が必要な諸規程)

- ✓ 国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン(JADA)
- ✓ 国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程(ブランド戦略委員会)

2023年12月8日現在
【一部抜粋】

国民スポーツ体育大会

開 催 基 準 要 項
開 催 基 準 要 項 細 則

(202324年 14月1日)



公益財団法人

日本スポーツ協会

国民スポーツ体育大会開催基準要項…………… 1 頁

国民スポーツ体育大会における実施競技について…………… 16 頁

国民スポーツ体育大会公開競技実施基準…………… 26 頁

国民スポーツ体育大会デモンストラーションスポーツ実施基準… 27 頁

国民スポーツ体育大会開催基準要項細則…………… 31 頁

国民スポーツ体育大会施設基準…………… 46 頁

国民スポーツ体育大会実施競技及び参加人員…………… 50 頁

国民スポーツ体育大会ふるさと選手制度…………… 54 頁

「一家転住等」に伴う特例措置…………… 55 頁

JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置…………… 56 頁

国民スポーツ体育大会予選会免除に関する要領…………… 57 頁

トップアスリートの国民体育スポーツ大会参加資格の特例措置… 58 頁

[関連基準・規程等]

・文化プログラム実施基準…………… 60 頁

・国民スポーツ体育大会ユニフォーム規程…………… 61 頁

・国民スポーツ体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン 63 頁

・国民スポーツ体育大会天皇杯・皇后杯授与規程…………… 67 頁

・国民スポーツ体育大会会長トロフィー授与規程…………… 68 頁

・公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ体育大会関係標章の使用に関する規程… 69

頁

・国民スポーツ体育大会企業協賛に関するガイドライン…………… 77 頁

・国民スポーツ体育大会公開競技における企業協賛について…………… 79 頁

・国民スポーツ体育大会記録情報処理要項…………… 80 頁

・大会参加得点の考え方について…………… 82 頁

・国民スポーツ体育大会における違反に対する処分に関する規程… 85 頁

・国民スポーツ体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準… 92 頁

国民スポーツ体育大会開催基準要項

1 総 則

国民スポーツ体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民スポーツ体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)

2) 国民スポーツ体育大会(以下「本大会」という。)

~~3) 第78回大会以降の正式名称は、「国民スポーツ大会冬季大会」「国民スポーツ大会」へ変更する。~~

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第〇回国民スポーツ体育大会冬季大会〇〇競技会

2) 本大会

第〇回国民スポーツ体育大会〇〇競技会

(3) ~~第78回大会以降の~~略称、英語表記は次のとおりとする。

1) 略称は、「国スポ」(こくすぽ)とする。

2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和21年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

~~第78回大会以降の名称変更後も回数は継続するものとする。~~

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等(以下~~「~~「競技団体」という。)及び会場市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
 - 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
 - 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民スポーツ体育大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第1項の要領により開催することができる。
- (2) 大会の開催時期及び期間並びに会期
- 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。
 - ① 冬季大会:12月～2月末日
 - ② 本大会:9月中旬～10月中旬[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで
 - 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。
 - ① 冬季大会:5日間以内
 - ② 本大会:11日間以内
 - 3) 大会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。
 - 4) 競技会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。
 - 5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。
- (3) 大会の実施競技及び参加人員
- 1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。
 - 2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。
- (4) 大会の会場地及び競技施設
- 1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。
 - 2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。
 - 3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。
- (5) 大会の文化プログラム
- 大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で

構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民スポーツ体育大会ユニフォーム規程」に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

(1) 実施競技は、別に定める「国民スポーツ体育大会における実施競技について」に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」により実施することができる。

11 表 彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。

4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民スポーツ体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」及び「国民スポーツ体育大会会長トロフィー授与規程」により授与する。

- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
 (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
 (2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。
 (3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。
 (4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
 (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
 (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。
 (4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。
 (2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定及び延期又は中止の対応

(1) 国内において、大会開催時までには又は会期中に災害その他の事由が発生した場合は、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定する。

この場合、予定された会期において実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、予定された会期での開催を中止するものとする。

(2) (1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。

- 1) 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害)
- 2) 人為災害(火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害)
- 3) 特殊災害(テロ、化学物資の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害)
- 4) その他これに類する事象(感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む)

(3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。

- 1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況
- 2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況
- 3) 実施競技の3分の2以上で全国的に予選会(本要項第18項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。)の開催が困難な状況

(4) (3)に従い大会の開催を延期する場合においては、次に示す手続に従うものとする。

- 1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から1カ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。
- 2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。
- 3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。

① 冬季大会:開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年

② 本大会:開催地が決定している年又は6)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年

4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。

5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ1年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。

6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは1回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。

7) 3)による延期開催については、当該大会につき1回限りとする。

(5) 延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第8項で定める。

(6) 当該大会を予定された会期での開催中止決定後、公開競技及びデモンストレーション

スポーツの開催については、原則として正式競技と同様の取り扱いとする。

- (7) 大会の文化プログラムについては、当該大会を予定された会期での開催中止決定後に当該大会名を冠して開催することはできない。

17 大会の標章

(1) 大会の標章は、次のとおりとする。

- 1) 国民スポーツ体育大会マーク(図形)
- 2) 国民スポーツ体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- 3) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- 4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- 5) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
- 6) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- 7) 競技別シルエット(図形)
- 8) 大会に関するマスコット(キャラクター)

(2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民スポーツ体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」(第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」)を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。

(3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。

(4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ体育大会関係標章の使用に関する規程」によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。

(5) 大会に関する製作物等には、原則として国民スポーツ体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ体育大会関係標章デザインガイドライン」によるものとする。

18 都道府県大会及びブロック大会

(1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。

- 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。

- 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込み。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第12項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
- 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。
- (3) 災害その他の事由により、(1)又は(2)に定める大会の予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、大会開催時までには代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により大会出場者を選出するものとする。ただし、代替手段によって公平公正な選手選考が困難である場合は、その旨及びその理由について、日本スポーツ協会に対し、速やかに届け出るものとする。

19 大会参加章

- (1) 開催県は、大会参加章(以下「参加章」という。)を作製し、本要項第8項(1)、(3)に定める参加者に対し、配付することができる。
- (2) 開催県は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストラーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作製し、配付することができる。
- (3) 開催県は、ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作製し、配付することができる。

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として60分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式 開会宣言
国旗掲揚
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚
天皇杯・皇后杯返還
大会会長あいさつ
文部科学大臣あいさつ
天皇陛下お言葉
炬火点火
選手代表宣誓

総合閉会式 成績発表
表彰状授与
天皇杯・皇后杯授与
大会会長あいさつ
スポーツ庁長官あいさつ
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
国旗降納
炬火納火
国~~スポ~~体旗引継
~~(第78回大会以降は、「国スポ旗引継」)~~
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
(5) 競技会終了後の表彰式は細則第9項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施することができる。ただし、実施する場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

21 国~~スポ~~体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国~~スポ~~体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
(2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
(3) 本大会の開催期間を除き、国~~スポ~~体旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。
~~(4) 第78回大会以降は、「国体旗」を「国スポ旗」という。~~

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
(2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日本スポーツ協会会長
副会長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育・スポーツ協会会長
顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公
参与	安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
委員	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育・スポーツ協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育・スポーツ協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育・スポーツ主管課長
委員	日本スポーツ協会国スポ競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育・スポーツ協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育・スポーツ協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認められた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

- (3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
- ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。
- ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民スポーツ体育大会マークを含めたシンボルマーク
- ⑥「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（~~第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語~~）⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項
- (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。
- ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項
- ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲
- ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

- (1) 大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6カ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。
- (2) 実施要項に記載する内容は別に細則第10項で定める。
- (3) 実施要項の作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとし、電子媒体のみで作成することができる。

27 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。

- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県協会は、負担金を納入するものとする。
- (2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。
- (3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のもは、いかなる名義をもっても、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) プログラムに記載する内容は、別に細則第11項で定める。
- (3) プログラムの作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとし、**総合**プログラムは電子媒体のみで作成することができる。
- (4) プログラムは有料で頒布することができるものとし、次については記載の部数を上限に無料とする。

競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

- (5) 前号に記載する部数は、電子媒体で作成したプログラムには適用しない。

31 参加選手団本部役員編成

(1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

32 視察員

- (1) 各都道府県協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡(2畳)以上とする。
- (5) 配宿は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民スポーツ体育大会記録情報処理要項」に基づき行うものとする。

38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。

39 スポーツ推進事業への協力

- (1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

- (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国スポ体の認知度の向上、国スポ体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民スポーツ体育大会企業協賛に関するガイドライン」に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等に

については、別に定める「国民スポーツ体育大会企業協賛に関するガイドライン」に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民スポーツ体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民スポーツ体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第12項で定める。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民スポーツ体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

44 大会の資産

- (1) 資産とは、過去の大会を含め、大会に関する標章、記録、データ、映像、作成物等をいう。
- (2) 大会の資産としての活用については、日本スポーツ協会が権利を有するものとする。
- (3) 大会の撮影、放送及びその二次利用にあたっては報道に関する内容を除き、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

45 ADカード

- (1) 開催県及び会場地市町村は、式典又は各競技会のADカード (Accreditation Card) を作製し、本要項第8項に定める参加者及び第23項に定める大会役員のほか、大会主催者及び競技会主催者が認めた者に発行する。
- (2) ADカード着用者は、そのADカードに規定された会場に入場することができる。ただし、会場によっては、入場を制限されることがある。

46 協議

- (1) 本要項において協議と定める事項については、原則として国民スポーツ大会委員会において協議し決定するものとする。
- (2) 本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民スポーツ大会委員会において協議し決定するものとする。

47 要項の改廃

本要項の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。

る。

(2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定

(3) 第 78 回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。

(4) 令和 6 年 1 月 1 日第 62 次改定をもって「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改定する。

昭和 37 年 3 月 1 日第 3 次改定
昭和 41 年 3 月 29 日第 4 次改定
昭和 48 年 7 月 10 日第 5 次改定
昭和 51 年 6 月 2 日第 6 次改定
昭和 52 年 7 月 13 日第 7 次改定
昭和 54 年 5 月 9 日第 8 次改定
昭和 55 年 1 月 23 日第 9 次改定
昭和 59 年 9 月 9 日第 10 次改定
昭和 58 年 12 月 7 日第 11 次改定
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)

昭和 63 年 7 月 13 日第 12 次改定
昭和 63 年 8 月 24 日第 13 次改定
平成 元年 8 月 15 日第 14 次改定
平成 5 年 6 月 8 日第 15 次改定
平成 5 年 6 月 29 日第 16 次改定
平成 6 年 5 月 10 日第 17 次改定
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)
平成 6 年 7 月 5 日第 18 次改定
平成 10 年 6 月 17 日第 19 次改定
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)
平成 11 年 6 月 16 日第 20 次改定
平成 11 年 9 月 7 日第 21 次改定
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)
平成 13 年 1 月 6 日第 22 次改定
平成 13 年 3 月 14 日第 23 次改定
平成 14 年 7 月 2 日第 24 次改定
平成 15 年 4 月 25 日第 25 次改定
平成 15 年 8 月 19 日第 26 次改定
平成 17 年 6 月 16 日第 27 次改定
(改定内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する)
平成 17 年 12 月 22 日第 28 次改定
(10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用)
平成 18 年 3 月 9 日第 29 次改定
(7 項(5)は第 63 回大会から適用)

平成 19 年 3 月 7 日第 30 次改定
平成 19 年 7 月 1 日第 31 次改定
平成 20 年 12 月 17 日第 32 次改定
平成 22 年 3 月 17 日第 33 次改定
(改定内容は第 70 回大会から適用)
平成 22 年 6 月 18 日第 34 次改定
平成 22 年 12 月 16 日第 35 次改定
(39 項は第 69 回本大会から適用)
平成 23 年 3 月 25 日第 36 次改定
平成 23 年 4 月 1 日第 37 次改定

平成 23 年 6 月 24 日第 38 次改定
平成 23 年 8 月 25 日第 39 次改定
平成 23 年 12 月 25 日第 40 次改定
平成 24 年 6 月 21 日第 41 次改定
平成 24 年 12 月 20 日第 42 次改定
平成 25 年 3 月 7 日第 43 次改定
平成 25 年 6 月 21 日第 44 次改定
平成 25 年 12 月 12 日第 45 次改定
平成 26 年 3 月 13 日第 46 次改定
平成 27 年 3 月 12 日第 47 次改定
平成 27 年 12 月 10 日第 48 次改定
平成 29 年 3 月 8 日第 49 次改定
平成 29 年 4 月 3 日第 50 次改定
平成 29 年 8 月 25 日第 51 次改定
平成 30 年 4 月 1 日第 52 次改定
平成 30 年 8 月 30 日第 53 次改定
令和 元年 6 月 13 日第 54 次改定
令和 元年 12 月 12 日第 55 次改定
(改定内容は第 75 回本大会から適用)
令和 2 年 12 月 10 日第 56 次改定
令和 3 年 6 月 10 日第 57 次改定
令和 3 年 12 月 9 日第 58 次改定
令和 4 年 6 月 7 日第 59 次改定
令和 4 年 12 月 9 日第 60 次改定
令和 5 年 4 月 1 日第 61 次改定
令和 6 年 1 月 1 日第 62 次改定

国民スポーツ体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ推進を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、国民スポーツ大会開催基準要項第10項(5)に定める「公開競技」として実施することができる。

1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の加盟競技団体の競技であること（準加盟は「公開競技」として実施しない）。
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24以上の都道府県において、当該都道府県体育・~~(スポーツ)~~協会へ加盟していること。

2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模とする。

ただし、参加人員は600人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

3. 実施時期

当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催都道府県と当該競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技の開催に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期（4日間を上限とする）
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

5. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地の内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、当該開催県が日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 会場地、会場
- (3) 参加人員
- (4) その他特に必要とする事項

6. 企業協賛

別に定める「国民スポーツ体育大会公開競技における企業協賛について」に基づき実施することができる。

7. その他

- (1) 総合表彰の積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
- (4) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。
- (5) 本基準の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

(附 則)

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年8月29日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

本基準は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

本基準は、令和6年1月1日に改定し、施行する。

国民スポーツ体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、国民スポーツ大会開催基準要項第9項に基づき、国民スポーツ体育大会（以下「大会」という。）におけるアンチ・ドーピングに関する基本的な事項を定めるものとする。

2. アンチ・ドーピング活動の内容

(1) ドーピング検査

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおりドーピング検査を実施する。

1) 競技会検査（ICT: In-Competition Testing）

競技会検査（ICT）は、JADAが定める「国民体育大会競技会検査実施要項（以下「競技会検査（ICT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会検査（ICT）の準備は、JADAが定める「国民体育大会競技会検査準備マニュアル（以下「競技会検査（ICT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

2) 競技会外検査（OOCT: Out-of-Competition Testing）

競技会外検査（OOCT）は、JADAが定める「国民体育大会競技会外検査実施要項（以下「競技会外検査（OOCT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会外検査（OOCT）の準備は、JADAが定める「国民体育大会競技会外検査準備マニュアル（以下「競技会外検査（OOCT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

(2) アンチ・ドーピングに関する教育

「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおり大会の本戦に参加する選手、監督、選手団本部役員帯同スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という。）、選手団本部役員帯同アスレティックトレーナー（以下「アスレティックトレーナー」という。）及び競技会出場時に18歳未満である選手の保護者（以下「保護者」という。）に対して、アンチ・ドーピングに関する教育（情報提供及び啓発を含む）（以下「教育」という。）を実施する。

教育は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）が定める「国民スポーツ体育大会におけるアンチ・ドーピング教育活動実施要項（以下「実施要項」という。）」に基づき、国体国民スポーツ大会本戦参加前及び大会期間中に実施する。

大会期間中の教育の準備は、JSP0が定める「国民スポーツ体育大会アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアル」に基づき行うものとする。

3. 実施体制

JSP0、開催地都道府県（以下「開催県」という。）実行委員会、会場地市町村実行委員会、JSP0加盟競技団体、JSP0加盟都道府県体育・スポーツ協会、開催県体育・スポーツ協会、開催県競技団体などの関係諸機関・団体は、協力して大会におけるアンチ・ドーピング活動を実施する。

4. 関係諸機関・団体の役割

関係諸機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。

(1) JSP0

1) 実施要項に基づき、教育を行う。

2) 大会の本戦に参加する選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し教

育を義務付ける。教育の内容は実施要項に定める。

- 3) 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に提供するためのアンチ・ドーピング教育等に関する教材等を JADA と連携し、JSP0 加盟団体へ展開する。
- 4) 関係諸機関・団体と協力し、JADA と連携のもと、教育活動実施に向けた準備を行う。
- 5) 大会期間中の教育に必要な準備を行う。
- 6) 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会に、アンチ・ドーピング活動の実施への協力について周知する。
- 7) JADA と連携し、ドクターズ・ミーティングにおいて、スポーツドクター及びアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。
- 8) JADA と連携し、大会本戦前及び開催中に広くクリーン・スポーツの価値に関する啓発を行う。

(2) JADA

1) ドーピング検査の計画・準備・実施

- ① ドーピング検査の計画を立案する。
- ② JSP0 をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、ドーピング検査の実施に向けた準備を行う。
- ③ ドーピング検査の計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察及び競技会検査 (ICT) 実施会場の選定
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びドーピング検査についての説明
 - (iii) 競技会検査 (ICT) 実施会場における競技会検査 (ICT) 準備マニュアルに基づく事前準備及び確認
- ④ 競技会検査 (ICT) 実施要項及び競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、ドーピング検査を実施する。

2) 教育実施への連携・協力

- ① JSP0 が実施する教育活動に協力する。
- ② 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に配付するための教育に関する資料・教材等を JSP0 と連携して作成し、JSP0 に提供する。

(3) 開催県実行委員会

1) 次の者を競技会役員又は競技役員と同等に扱うものとする。

- ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)
- ② シャペロン (ドーピング検査補助役員)
- ③ 教育活動支援・視察スタッフ

2) 会場地市町村実行委員会におけるドーピング検査の準備及び実施に協力する。

3) 会場地市町村実行委員会と JADA との連携促進に協力する。

4) 総合開会式会場における教育の準備及び実施の際には、アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアルに基づき、JSP0 に協力する。

(4) 会場地市町村実行委員会

1) 競技会役員である JADA 事務局担当者の他に、次の者を競技会役員又は競技役員と同等に扱うものとする。

- ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)
- ② シャペロン (ドーピング検査補助役員)
- ③ 教育活動支援・視察スタッフ

- 2) 競技会検査 (ICT) の準備及び実施の際には、競技会検査 (ICT) 準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
 - 3) 競技会外検査 (OOCT) の準備及び実施の際には、競技会外検査 (OOCT) 準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
 - 4) 各競技会場における教育の準備及び実施の際には、アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアルに基づき、JSP0 に協力する。
- (5) JSP0 加盟競技団体
- 1) 大会開催内定前の競技会場選定の際には、JADA が定める「ドーピング検査室設置マニュアル (以下「検査室設置マニュアル」という。)」を参考に、ドーピング検査の実施の可能性を視野に入れた会場確認に協力する。
 - 2) ドーピング検査実施においては、準備及び調整について JADA に協力する。
 - 3) 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者への教育活動に協力する。
- (6) JSP0 加盟都道府県体育・スポーツ協会
- 1) 教育の実施
 - ① JSP0 及び JADA と連携し、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し、実施要項に基づき大会本戦参加前の 1 年以内に教育を実施するとともに、その受講の徹底及び指導を行う。
 - ② 選手の「国民スポーツ体育大会ドーピング検査同意書」にある「国民スポーツ体育大会選手カード」に記載のアンチ・ドーピング教育履歴の記載を確認した上で、国スポーツ参加申込システムから参加申込を行う。
 - ③ 監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーの「国民スポーツ体育大会アンチ・ドーピング教育履歴確認カード」に記載のアンチ・ドーピング教育履歴の記載を確認した上で、国スポーツ参加申込システムから参加申込を行う。
 - ④ 競技会検査 (ICT) 実施要項に基づき、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーに対して競技会検査 (ICT) についての規則等を周知徹底する。
 - 2) 情報提供・啓発活動の実施

各都道府県薬剤師会所属のスポーツファーマシスト等と連携し、選手、監督、スポーツドクター及びアスレティックトレーナーへの薬の使用に関する情報提供及び啓発活動を実施する。
 - 3) 競技会外検査 (OOCT) 実施への協力
 - ① 競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、競技会外検査 (OOCT) 実施に協力する。
 - ② 競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、該当競技者及びサポートスタッフに対する競技会外検査 (OOCT) についての規則等の周知徹底に協力する。
- (7) 開催県体育・スポーツ協会
- 上記「(6) JSP0 加盟都道府県体育・スポーツ協会」の事項の他、開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会と連携し、開催県内における次の事項に協力する。
- 開催県薬剤師会及び開催県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、薬に関する問い合わせホットラインや大会会期中の医療機関・店舗等での質問対応等が円滑に進むように体制を整備する。
- (8) 開催県競技団体
- 1) 競技会実施に向けた準備の際には、会場地市町村実行委員会及び JSP0 加盟競技団体と協力し、検査室設置マニュアルを参考に、ドーピング検査実施を視野に入れた、競技会場内の諸室の配置に協力する。
 - 2) ドーピング検査実施対象競技となった場合には、会場地市町村実行委員会及び JADA と協力し、競技運営の一部としてドーピング検査実施が可能となるよう、競技会検査 (ICT) 準備マニュアルに基づき、ドーピング検査実施に対し調整及び協力する。

- 3) 選手、監督、スポーツドクター及びアスレティックトレーナーへの教育活動に協力する。

5. 費用負担

費用負担は原則として次のとおりとする。

(1) ドーピング検査

1) ドーピング検査実施費用

ドーピング検査実施に係る費用は日本スポーツフェアネス推進機構が支払う。JSPO は日本スポーツフェアネス推進機構へ分担金を支払う。

なお、費用には分析費、ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO) 及びシャペロン (ドーピング検査補助役員) 謝金、ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO) 及び JADA 職員旅費、検査キット類代、飲料代、用具送料、オペレーションルーム設置費等を含む。

2) ドーピング検査室設置費用

ドーピング検査室設置に係る費用は会場地市町村実行委員会等が負担する。

なお、費用には、ドーピング検査室内に必要な備品 (机、椅子、パーテーション、トイレ等) に係る費用を含む。

(2) 教育活動

JSPO が直接行う教育活動に係る費用は JSPO が負担する。

6. アンチ・ドーピング規則違反に関する手続き・処分等

JSPO が別に定める「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」に基づき実施する。

7. ガイドラインの変更

このガイドラインは、国民スポーツ大会委員会の決議によって変更することができる。

8. その他

このガイドラインに関連する各種の実施要項及びマニュアルを制定・改定する際は、JADA と JSPO が事前に協議するものとする。

9. 附則

このガイドラインは、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 6 月 11 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和元年 6 月 13 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和 4 年 6 月 7 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和 5 年 3 月 7 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、同日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会
国民スポーツ体育大会関係標章の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)標章規程に基づき、国民スポーツ体育大会に関係する標章(以下、「標章」という。)の使用の際に必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民スポーツ体育大会マーク(図形)
- (2) 国民スポーツ体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- ~~(3)~~ 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- ~~(3)~~ (4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- ~~(5)~~ 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- ~~(4)~~ 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- ~~(5)~~ (6) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
- ~~(6)~~ 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- (7) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (8) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章使用の原則)

第3条 標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。

(非営利目的使用の申請)

第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
 - (2) 国民体育大会開催決定地(内定地を含む)実行委員会(準備委員会を含む)(以下「実行委員会」という。)及び開催申請書提出順序が了解された都道府県が使用する場合。
 - (3) その他本会が国民スポーツ体育大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。
- 2 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、標章の無償による使用を承認するものとする。
- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
 - (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。

- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) その他、本会が標章の使用について不相当と認めるとき。

(営利目的使用の申請)

第5条 営利を目的として標章の使用を希望する者は、「公益財団法人日本スポーツ協会 国民スポーツ大会国体関係標章使用のガイドライン」に従い、申請書(別紙様式2)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、実行委員会又は本会国スポ体パートナープログラムに協賛する者(以下「国スポ体パートナー」という。)が営利を目的として標章を使用する場合は、実行委員会は第11条に、国スポ体パートナーは本条第6項にそれぞれ基づき取り扱うものとする。

- 2 本会は、前項の申請を受けた際、前条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、有償による標章の使用を承認するものとする。
- 3 前項により使用の承認を受けた者は、使用料を本会に納入しなければならない。
- 4 標章使用料の算出基準は、承認物件ごとに本会が定めるものとする。
- 5 本会が収納した使用料は、本会が定めた料率によって実行委員会等に標章使用に関する交付金として交付することができるものとする。
- 6 第1項ただし書の場合において、国体スポパートナーは別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会へ提出し、その承認を得た場合、無償で標章を使用することができるものとする。
- 7 本会は、本条に係る諸手続きについて、その取扱業務を第三者に委託することができるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別添の「国民スポーツ体育大会関係標章デザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。
- (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項ただし書の場合による使用の場合、その明示を免除するものとする。

(使用の期限)

第7条 承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

(承認内容の変更)

第8条 標章を使用する者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書(別紙様式3)を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。

- 2 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査するものとする。
- 3 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認するものとする。

(承認内容の取消)

第9条 本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。
- 3 本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

(非営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第10条 本会は、実行委員会が第4条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国民スポーツ大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則に基づき、委任することができるものとする。

(営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第11条 本会は、実行委員会が第5条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国民スポーツ大会国体開催基準要項第16項第2号により制定されたシンボルマーク及び愛称等に関する承認権限を委任することができるものとする。

- 2 前項による委任にあたっては、あらかじめ実行委員会は申請書(別紙様式4)を本会へ提出し、本会の承認を得るものとする。
- 3 委任における使用取扱に関する手続き等については、本会と実行委員会の両者が協議の上決定する。

(損失補償等の責任)

第12条 本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

(本規程の変更)

第13条 本規程は、本会国民スポーツ大会委員会における承認の後、本会ブランド戦略委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

(附則)

1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程(平成19年4月1日より施行)を廃止し、平成23年6月24日より施行する。
2. 本規程は、平成24年6月21日から施行する。
3. 本規程は、平成30年4月1日から改定、同日より施行する。
4. 本規程は、平成30年8月30日から改定、同日より施行する。
5. 本規程は、令和元年12月13日から改定、同日より施行する。
6. 本規程は、令和5年4月1日から改定、同日より施行する。
- 6-7. 本規程は、令和6年1月1日から改定、同日より施行する。

特別国民体育大会 競技会棄権内容

【特別冬季大会及び本大会の棄権人数】

(単位：名)

	冬季大会	本大会	計
①新型コロナ関連	7		7
②体調不良	33	34	67
③ケガ	12	49	61
④その他	15	49	64
計	67	132	199

※冬季大会については、①新型コロナ関連と②体調不良を分けて集計した。

※この表は、令和5年11月29日現在までに提出された報告書に基づくものであるため、その後の確認により棄権人数については増減する可能性がある。

日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に伴う
特別国民体育大会冬季大会における個人の競技成績の取り扱い

1. 当該選手：織田 信成（おだ のぶなり）
2. 都道府県：大阪府
3. 競技：スケート競技フィギュアスケート種目（成年男子種別）
4. 大会・成績：個人最終成績 9位 大阪府最終成績 3位

5. 経緯：別添「日本アンチ・ドーピング規律パネル決定」 参照

6. 競技成績の取り扱い
 - ・国民体育大会開催基準要項(令和 5 年 4 月 1 日第 61 次改定)「9 アンチ・ドーピング活動の実施」では、「大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、JADA が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。」と定めている。
 - ・日本アンチ・ドーピング規律パネル決定では、「競技成績は失効し、かつ、獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される」とされたことから、当該競技者の成績及び得点を取り消す。

7. その他

当該者の「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に該当する違反は無い。

【国民体育大会における違反に対する処分に関する規程】(抜粋)

第 1 章 総則

第 1 条 規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

(中略)

- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第 2 条に定める内容に係る違反

特別国民体育大会冬季大会 スケート競技 フィギュアスケート種目
都道府県別成績一覧表 / 成年男子

公益財団法人日本スケート連盟

<修正前>

順位	都道府県名	個人順位計	内 訳	競技得点
1	愛知県	5	(2 / 3)	24
2	埼玉県	8	(1 / 7)	21
3	大阪府	13	(4 / 9)	18
4	兵庫県	18	(6 / 12)	15
5	京都府	21	(5 / 16)	12
6	東京都	21	(10 / 11)	9
7	滋賀県	26	(8 / 18)	6
8	岡山県	30	(13 / 17)	3
9	千葉県	35	(15 / 20)	-
10	北海道	37	(14 / 23)	-
11	福岡県	44	(19 / 25)	-
12	神奈川県	45	(21 / 24)	-
13	広島県	48	(22 / 26)	-
14	茨城県	56	(27 / 29)	-
15	栃木県	58	(28 / 30)	-

<修正後> ※赤字が修正箇所

順位	都道府県名	個人順位計	内 訳	競技得点	増減
1	愛知県	5	(2 / 3)	24	
2	埼玉県	8	(1 / 7)	21	
3	兵庫県	17	(6 / 11)	18	+3
4	東京都	19	(9 / 10)	15	+6
5	京都府	20	(5 / 15)	12	
6	滋賀県	25	(8 / 17)	9	+3
7	岡山県	28	(12 / 16)	6	+3
8	千葉県	33	(14 / 19)	3	+3
9	北海道	35	(13 / 22)	-	
10	福岡県	42	(18 / 24)	-	
11	神奈川県	43	(20 / 23)	-	
12	広島県	46	(21 / 25)	-	
13	茨城県	54	(26 / 28)	-	
14	栃木県	56	(27 / 29)	-	
記録なし	大阪府	記録なし	(4 / 記録なし)	-	

特別国民体育大会冬季大会 スケート競技
都道府県別成績一覧表

令和5年12月8日
令和5年度第3回国スポ委員会

公益財団法人日本スケート連盟

(修正前)

(修正後)

区分	都道府県	男						子			総合成績			
		スピード		ショートトラック		フィギュア		小計	男女総合成績 (天皇杯得点)			順位		
		成年	少年	成年	少年	成年	少年		小計	競技得点	参加得点		合計	
		小計	小計	小計	小計	年	年		(A)	(C)	(D)		(C+D)	
1	北海道	31	66					97	183	10	193	1		
2	青森県	24	5					29	73	10	83	9		
3	岩手県	11	2					13	60	10	70	12		
4	宮城県					3	3	3	24	10	34	18		
5	秋田県									10	10	29		
6	山形県	16	11					27	65	10	75	10		
7	福島県								5	10	15	26		
8	茨城県		2					2	2	10	12	28		
9	栃木県	12	5					17	22	10	32	20		
10	群馬県	15	40	3	6			64	104	10	114	5		
11	埼玉県	3			8	21	21	42	53	79	10	89	7	
12	千葉県						9	9	9	9	10	19	22	
13	東京都	2		16		9	15	24	42	84	10	94	6	
14	神奈川県	6		14	8				28	76	10	86	8	
15	山梨県	7	15	14					36	54	10	64	13	
16	新潟県									10	10	29		
17	長野県	7	45	9				61	152	10	162	2		
18	富山県			1				1	21	10	31	21		
19	石川県									10	10	29		
20	福井県									10	10	29		
21	静岡県									10	10	29		
22	愛知県			19	15	24	24	48	82	118	10	128	4	
23	三重県	18							18	24	10	34	18	
24	岐阜県	11	13						24	28	10	38	17	
25	滋賀県					6		6	6	8	10	18	23	
26	京都府					12	18	30	30	48	10	58	15	
27	大阪府			9		18	12	30	39	53	10	63	14	
28	兵庫県		11	11	10	15		15	47	132	10	142	3	
29	奈良県													
30	和歌山県													
31	鳥取県								6	10	16	24		
32	島根県									10	10	29		
33	岡山県					3		3	3	6	10	16	24	
34	広島県									10	10	29		
35	山口県													
36	香川県									10	10	29		
37	徳島県									10	10	29		
38	愛媛県								5	10	15	26		
39	高知県													
40	福岡県			8	23		6	6	37	62	10	72	11	
41	佐賀県									10	10	29		
42	長崎県													
43	熊本県									10	10	29		
44	大分県									10	10	29		
45	宮崎県									10	10	29		
46	鹿児島県	16						16	30	10	40	16		
47	沖縄県									10	10	29		

区分	都道府県	男						子			総合成績					
		スピード		ショートトラック		フィギュア		小計	男女総合成績 (天皇杯得点)			順位				
		成年	少年	成年	少年	成年	少年		小計	競技得点	参加得点		合計			
		小計	小計	小計	小計	年	年		(A)	(C)	(D)		(C+D)			
1	北海道	31	66					97	183	10	193	1				
2	青森県	24	5					29	73	10	83	9				
3	岩手県	11	2					13	60	10	70	12				
4	宮城県									3	3	3	24	10	34	18
5	秋田県									10	10	29				
6	山形県	16	11					27	65	10	75	10				
7	福島県								5	10	15	26				
8	茨城県		2					2	2	10	12	28				
9	栃木県	12	5					17	22	10	32	20				
10	群馬県	15	40	3	6			64	104	10	114	5				
11	埼玉県	3			8	21	21	42	53	79	10	89	7			
12	千葉県						9	9	9	9	10	19	22			
13	東京都	2		16		9	15	24	42	84	10	94	6			
14	神奈川県	6		14	8				28	76	10	86	8			
15	山梨県	7	15	14					36	54	10	64	13			
16	新潟県									10	10	29				
17	長野県	7	45	9				61	152	10	162	2				
18	富山県			1				1	21	10	31	21				
19	石川県									10	10	29				
20	福井県									10	10	29				
21	静岡県									10	10	29				
22	愛知県			19	15	24	24	48	82	118	10	128	4			
23	三重県	18							18	24	10	34	18			
24	岐阜県	11	13						24	28	10	38	17			
25	滋賀県									9	9	9	11	10	21	23
26	京都府					12	18	30	30	48	10	58	14			
27	大阪府			9		18	12	30	39	53	10	63	14			
28	兵庫県		11	11	10	15		15	47	132	10	142	3			
29	奈良県															
30	和歌山県															
31	鳥取県								6	10	16	24				
32	島根県									10	10	29				
33	岡山県									6	6	6	9	10	19	24
34	広島県									10	10	29				
35	山口県															
36	香川県									10	10	29				
37	徳島県									10	10	29				
38	愛媛県								5	10	15	26				
39	高知県															
40	福岡県			8	23		6	6	37	62	10	72	11			
41	佐賀県									10	10	29				
42	長崎県															
43	熊本県									10	10	29				
44	大分県									10	10	29				
45	宮崎県									10	10	29				
46	鹿児島県	16						16	30	10	40	16				
47	沖縄県									10	10	29				

※網掛け部が当初成績からの修正箇所

特別国民体育大会 天皇杯／皇后杯 総合得点一覧表

令和5年12月8日
令和5年度第3回国スポーツ委員会

【成績順】 ＜修正前＞

都道府県名	順位	男女総合 (天皇杯)	都道府県名	順位	女子総合 (皇后杯)
東京	1位	2474.5	東京	1位	1420.5
鹿児島	2位	2161.25	鹿児島	2位	1079.75
大阪	3位	1797	大阪	3位	1020.5
愛知	4位	1663.25	埼玉	4位	932
埼玉	5位	1613	兵庫	5位	917
神奈川	6位	1535.5	愛知	6位	908.25
福岡	7位	1456.5	千葉	7位	847
千葉	8位	1439	京都	8位	845
京都	9位	1436.5	岐阜	9位	822
兵庫	10位	1412	福岡	10位	798.5
佐賀	10位	1412	福井	11位	781.5
北海道	12位	1365	神奈川	12位	757
岐阜	13位	1350	佐賀	13位	708.5
福井	14位	1286	三重	14位	684.5
三重	15位	1274.5	滋賀	15位	669.5
栃木	16位	1225.5	長野	16位	660.5
滋賀	17位	1196	岡山	17位	656.5
大分	18位	1091.5	大分	18位	638
静岡	19位	1065.5	栃木	19位	636.5
岡山	20位	1060	静岡	20位	627
長野	21位	1047	北海道	21位	617
茨城	22位	997	群馬	22位	594
広島	23位	995.5	宮崎	23位	584.5
愛媛	24位	974.5	石川	24位	582.5
山口	25位	960	富山	25位	576
群馬	26位	946	広島	26位	573
宮崎	27位	942.5	茨城	27位	536.5
石川	28位	931	香川	28位	533.25
香川	29位	887.75	山口	29位	531.5
宮城	30位	862.5	愛媛	30位	529
奈良	31位	821.5	新潟	31位	524
和歌山	32位	818	和歌山	32位	521
岩手	33位	808.5	宮城	33位	515
山梨	34位	796.5	長崎	34位	510.5
熊本	35位	794.5	岩手	35位	508
新潟	36位	781.5	青森	36位	506
富山	37位	773.5	熊本	37位	476
沖縄	38位	757	山形	38位	474.5
長崎	39位	752	奈良	38位	474.5
青森	40位	751.5	沖縄	40位	460
秋田	41位	745.5	秋田	41位	447.5
福島	42位	728.75	山梨	42位	443.5
山形	43位	716.5	鳥取	43位	435.5
高知	44位	672.5	福島	44位	430.25
鳥取	45位	655.5	徳島	45位	397
島根	46位	630.5	島根	46位	387.5
徳島	47位	616	高知	47位	368
合計		51478	合計		29946

＜修正後＞

都道府県名	順位	男女総合 (天皇杯)	増減	都道府県名	順位	女子総合 (皇后杯)
東京	1位	2480.5	+6	東京	1位	1420.5
鹿児島	2位	2161.25		鹿児島	2位	1079.75
大阪	3位	1779	-18	大阪	3位	1020.5
愛知	4位	1663.25		埼玉	4位	932
埼玉	5位	1613		兵庫	5位	917
神奈川	6位	1535.5		愛知	6位	908.25
福岡	7位	1456.5		千葉	7位	847
千葉	8位	1442	+3	京都	8位	845
京都	9位	1436.5		岐阜	9位	822
兵庫	10位	1415	+3	福岡	10位	798.5
佐賀	11位	1412		福井	11位	781.5
北海道	12位	1365		神奈川	12位	757
岐阜	13位	1350		佐賀	13位	708.5
福井	14位	1286		三重	14位	684.5
三重	15位	1274.5		滋賀	15位	669.5
栃木	16位	1225.5		長野	16位	660.5
滋賀	17位	1199	+3	岡山	17位	656.5
大分	18位	1091.5		大分	18位	638
静岡	19位	1065.5		栃木	19位	636.5
岡山	20位	1063	+3	静岡	20位	627
長野	21位	1047		北海道	21位	617
茨城	22位	997		群馬	22位	594
広島	23位	995.5		宮崎	23位	584.5
愛媛	24位	974.5		石川	24位	582.5
山口	25位	960		富山	25位	576
群馬	26位	946		広島	26位	573
宮崎	27位	942.5		茨城	27位	536.5
石川	28位	931		香川	28位	533.25
香川	29位	887.75		山口	29位	531.5
宮城	30位	862.5		愛媛	30位	529
奈良	31位	821.5		新潟	31位	524
和歌山	32位	818		和歌山	32位	521
岩手	33位	808.5		宮城	33位	515
山梨	34位	796.5		長崎	34位	510.5
熊本	35位	794.5		岩手	35位	508
新潟	36位	781.5		青森	36位	506
富山	37位	773.5		熊本	37位	476
沖縄	38位	757		山形	38位	474.5
長崎	39位	752		奈良	38位	474.5
青森	40位	751.5		沖縄	40位	460
秋田	41位	745.5		秋田	41位	447.5
福島	42位	728.75		山梨	42位	443.5
山形	43位	716.5		鳥取	43位	435.5
高知	44位	672.5		福島	44位	430.25
鳥取	45位	655.5		徳島	45位	397
島根	46位	630.5		島根	46位	387.5
徳島	47位	616		高知	47位	368
合計		51478		合計		29946

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2023-005 事件

競技者氏名： 織田信成

競技種目： フィギュアスケート競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

2023年11月2日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

委員長 早川 吉尚

早川吉尚

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.1.2.2項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、2023年11月1日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

2023年11月2日

早川 吉尚 早川吉尚

金子 晴香 金子晴香

森丘 保典 森丘保典

記

〔決定〕

- ・ 本規程 5.6.1 項第 1 文の違反が認められる。
- ・ 本規程 5.6.1 項第 4 文に従い、2023 年 1 月に開催された特別国民体育大会冬季大会スケート競技会（以下「本大会」と呼ぶ。）で得られたすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。

〔理由〕

- ・ 本件は、国際競技連盟及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」と呼ぶ。）に対し、競技復帰する6カ月前に要求されている事前書面通知をせずに本大会に出場したことにより、本規程5.6.1項第1文の規則違反が問題になった事案であるところ、本件の競技者は、本規程22.1項に基づき本規程の遵守を受諾している公益財団法人日本スケート連盟（以下「本連盟」と呼ぶ。）に登録することによって本規程の適用に同意しており、したがって、本件の競技者には本規程が適用される。
- ・ 本規程5.6.1項第1文は、JADAの登録検査対象者リストに含まれる国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者が引退し、その後競技へ現役復帰しようとする場合には、当該競技者は、その国際競技連盟及びJADAに対し6カ月前に事前の書面による通知をし、検査を受けられるようにするまで国際競技大会又は国内競技大会において競技してはならないと定めている。
- ・ この点、本件の競技者は2014年にJADAに「引退届」を提出した上で引退したが、少なくともJADAに対して2023年7月29日付の「復帰届」を正式に提出した事実が認められる。しかし、本大会への出場は2023年1月であり、本規程5.6.1項第1文の規則違反は明らかである。
- ・ 他方、本規程5.6.1項第2文は、世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」と呼ぶ。）は、該当する国際競技連盟及びJADAと協議の上、6カ月前の事前の書面による通知の要件の厳格な適用が競技者にとって不公平である場合には、その通知要件を適用しないことができる。しかし、本件においては、かかる対応がWADAよりなされたという事実はない。
- ・ さらに、本規程5.6.1項第5文は、競技者が、これが国際競技大会又は国内競技大会であることを自己が合理的に知ることができなかったことを立証することができた場合には、第4文に定める個人成績の失効、獲得されたメダル等の剥奪がなされない余地を残しているが、本大会は国民的行事ともいえる一大イベントであるところ、「国内競技大会」に該当しないと誤認すること自体が難しい性質のものであり、かつ、本件の競技者もその点は認めている。また、「国内競技大会」に該当する「国内最高レベルの競技大会」はJADAのウェブサイトですぐ確認が可能であり、本件の競技者はこれを怠ったといえる。
- ・ 他方で、今回の復帰にあたり本件の競技者は本連盟に相談しているが、本連盟によればその際に上記「復帰届」に関する情報を十分に与えることができなかったとのことであり、そのために本大会に出場する6カ月前に「復帰届」を提出することに本件の競技者が気づかなかったという面がある。また、本大会への出場の段階で、「復帰届」の6カ月前の提出が無いことの確認が何らなされなかったという面もある（「復帰届」の提出が無いとの指摘があれば本件の競技者は本大会に出場しなかったとのことである）。そうした事情は全く理解できないわけではないが、本件の規則違反を覆すまでの事情とはいえない。
- ・ 以上より、上記の決定をするに至った。なお、本決定については、競技者は国際レベルの競技者ではないことから、本規程13.2.2項及び13.6.2項に基づき、本決定の受領の日から21日以内に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町2-4-13 ノーブルコート403）に不服申立てをすることができる。

以上

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 各競技別実施要項の改定について

現 行	変 更 後
<p>〔1〕スケート競技</p> <p style="text-align: center;">==省 略==</p> <p>7 表 彰</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 競技の各種別及び種目の1位から8位までに賞状を授与する。ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。</p> <p>8 諸会議</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 監督会議</p> <p style="padding-left: 2em;">ア省略</p> <p style="padding-left: 2em;">イ ショートトラック</p> <p style="padding-left: 4em;">日 時 2024年1月27日（土）13：00～</p> <p style="padding-left: 4em;">場 所 苫小牧市民会館 205号室</p> <p style="padding-left: 4em;">電 話 0144-33-7191</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ省略</p>	<p>〔1〕スケート競技</p> <p style="text-align: center;">==省 略==</p> <p>7 表 彰</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 競技の各種別及び種目の1位から8位までに賞状を授与する。ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものは都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。</p> <p>8 諸会議</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 監督会議</p> <p style="padding-left: 2em;">ア省略</p> <p style="padding-left: 2em;">イ ショートトラック</p> <p style="padding-left: 4em;">日 時 2024年1月27日（土）12：30～</p> <p style="padding-left: 4em;">場 所 苫小牧市民会館 205号室</p> <p style="padding-left: 4em;">電 話 0144-33-7191</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ省略</p>

現 行	変 更 後
<p>(3) 競技役員会議</p> <p>ア省略</p> <p>イ ショートトラック</p> <p>日 時 2024年1月27日(土) 14:00~</p> <p>場 所 苫小牧市民会館 205号室</p> <p>電 話 0144-33-7191</p> <p>ウ フィギュア(レフェリー、テクニカル・コントローラー会議)</p> <p>日 時 2024年1月27日(土) 14:00~</p> <p>場 所 苫小牧市民会館 203号</p> <p>電 話 0144-33-7191</p>	<p>(3) 競技役員会議</p> <p>ア省略</p> <p>イ ショートトラック</p> <p>日 時 2024年1月27日(土) 13:30~</p> <p>場 所 苫小牧市民会館 205号室</p> <p>電 話 0144-33-7191</p> <p>ウ フィギュア(レフェリー、テクニカル・コントローラー会議)</p> <p>日 時 2024年1月27日(土) 12:30~</p> <p>場 所 苫小牧市民会館 203号</p> <p>電 話 0144-33-7191</p>

現 行	変 更 後
<p data-bbox="170 304 479 331">〔2〕アイスホッケー競技</p> <p data-bbox="506 352 712 379">==省 略==</p> <p data-bbox="159 400 533 427">4 競技上の規定及び競技方法</p> <p data-bbox="170 448 398 475">(1)～(7)省略</p>	<p data-bbox="1146 304 1456 331">〔2〕アイスホッケー競技</p> <p data-bbox="1487 352 1693 379">==省 略==</p> <p data-bbox="1135 400 1509 427">4 競技上の規定及び競技方法</p> <p data-bbox="1146 448 1375 475">(1)～(7)省略</p> <p data-bbox="1135 491 2078 571">(8)各チームは、1試合(60分又は45分のレギュレーション・タイムと延長)の間に30秒のタイムアウトを1回取ることができる。</p>

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 宿泊要項の改定について

現 行			変 更 後									
6 宿泊料金等 (1)～(7)省略 (8) 宿泊取消料 ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。			6 宿泊料金等 (1)～(7)省略 (8) 宿泊取消料 ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。 なお、素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。									
申出区分	宿泊取消料	備考	1 団体の人数	旅行開始後の解除 または 無連絡・不参加	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。	1～14名	100%	50%	20%			無料			
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%		15～30名	100%	50%	20%			無料			
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%											
(注) 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。			(注) 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。									
			※旅行開始後とは、ホテル、旅館等に1泊目の宿泊を開始した後(チェックイン後)を指す。									
			※上表の「1団体の人数」の考え方は、スケート競技については各種目(スピード、ショート、フィギュア)における各種別(成年男子、成年女子、少年男子、少年女子)、アイスホッケー競技については各種別(成年男子、少年男子)に対し、都道府県単位で申し込まれた選手・監督の人数を指す。なお、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員における取消料は、上表「1～14名」を適用する。									

1 競技会日程と会場一覧表

【正式競技：スケート、アイスホッケー】

会場地	式典・競技	日 程									会 場	
		2024年1月					2月					
		27 土	28 日	29 月	30 火	31 水	1 木	2 金	3 土			
苫小牧市	開 始 式	午後 ◎									苫小牧市民会館	
	表 彰 式 (ス ケ ー ト)					午後 ◎					苫小牧市 ハイランドスポーツセンター	
	表 彰 式 (アイスホッケー)								午後 ◎		nepia アイスアリーナ	
	ス ケ ー ト	スピードスケート		○	○	○	○					苫小牧市 ハイランドスポーツセンター
		ショートトラック		○	○							苫小牧市 新ときわスケートセンター
		フィギュア		○	○	○	午前 ○					nepia アイスアリーナ
	ア イ ス ホ ッ ケー	少年の部						○	○	○		nepia アイスアリーナ
							○	○	○	○		ダイナックス 沼ノ端アイスアリーナ
							○					苫小牧市 新ときわスケートセンター
		成年の部					午後 ○	○	○	○		nepia アイスアリーナ
					○	○	○	○	○		ダイナックス 沼ノ端アイスアリーナ	
					○	○					苫小牧市 新ときわスケートセンター	

全国会議

全国代表者会議	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・会議資料を事前送付 ・質問は、メールで受け付け ・回答は、第78回国民スポーツ大会冬季大会ホームページに掲載
全国報道員会議		

2 実施要項総則

開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会」は、北海道・苫小牧市の魅力を全国に発信するとともに、雄大な樽前山の麓、広大な太平洋に臨んだ、清新で活力あふれる苫小牧にふさわしい実りある大会を目指す。

また、昭和41年に全国で初めて「スポーツ都市宣言」を行った街として、この大会の開催を契機に、苫小牧市民はスポーツを愛し、スポーツを通じて健康でたくましい心と体をつくり、豊かで明るい都市を築くとともに、全国に「活みなぎる「スポーツ都市」とまこまい」を発信する。

実施方針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場

競技会名	会期	会場
スケート競技会	2024年1月28日(日)～1月31日(水) 4日間	苫小牧市
アイスホッケー競技会	2024年1月30日(火)～2月3日(土) 5日間	

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE)の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。なお、参加資格については、「第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を合わせて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2024年1月4日(木)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注]上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第77回又は2023年開催の特別大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第77回又は2023年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学生の所在地

[注]「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2023年4月30日以前から各競技会終了時（スケート競技会 2024年1月31日／アイスホッケー競技会 2024年2月3日）まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2『『一家転住等』に伴う特例措置』の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2005年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2005年4月2日から2008年4月1日に生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2023年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生(2008年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者)が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	アイスホッケー	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注]「種別」：種目などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で各競技会の出場権を獲得しながら、各競技会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技会の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育・スポーツ協会会長(代表者)及び各競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第78回国民スポーツ大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、2024年1月4日(木)とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式(本要項17ページ)にて届け出なければならない。なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ 第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局

[注]スケート競技(スピード、ショートトラック、フィギュア)参加者については、ア及びウに、アイスホッケー競技参加者については、イ及びウに提出するものとする。なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項17ページ)を用いるものとする。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団(視察員を除く。)を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参 加 区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	4,000 円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	8,000 円

[注]地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金は行わない。

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2024年1月5日(金)

イ 納 入 先 みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）が指定した所定の様式により、定められた申込期限までに申込むものとする。

12 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- (1) 1 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記 (1) 及び (2) による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記 (1) 及び (2) による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日当たりの編成人数については、上記 (1) 及び (2) による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「8 参加申込方法」に定める方法により行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2025 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「8 参加申込方法」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14 AD カードの交付

都道府県選手団、大会役員・競技会役員及び競技団体が指定した競技役員、大会主催者及び競技会主催者が認めた者には AD カード (Accreditation Card) を交付する。

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第 5 条を適用する。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競技団体(以下「国スポ関係機関・団体」という。))は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

(ア) 競技会プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果(記録)等

競技結果(記録)については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

(ア) 第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真(写真撮影企業等)

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。

また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する

契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会等

この大会の予選として、次のとおり都道府県大会(ブロック大会)を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む。)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(1人あたり1,000円)を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに入金されない場合は、この大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する必要がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

別記1【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別の年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「8 参加申込方法」で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③）に抵触しないものとする。
 - （1）この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - （2）本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - （3）転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2（1）の場合は転居元、下記2（2）の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2（1）の場合は転居先、下記2（2）の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - （1）転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - （2）転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現在所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

[注]本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容がJOCエリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を次のとおり定める。

1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第24回オリンピック冬季競技大会(2022年・北京)に参加した者。
- (2) 2023年10月31日時点で、次のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注]強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、次のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2023年4月30日以前から各競技会終了時(スケート競技会2024年1月31日/アイスホッケー競技会2024年2月3日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。なお、生活の実態については、次の要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2023年4月30日以前から各競技会終了時(スケート競技会2024年1月31日/アイスホッケー競技会(2024年2月3日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項
－ (1) - 1) - ③のとおりとする。

別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2023年4月30日以前から各競技会終了時(スケート競技会2024年1月31日/アイスホッケー競技会2024年2月3日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第77回及び特別大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項一(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。なお、移動が生じた時期が2023年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 78 回大会に参加した者が、第 79 回大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<例> ○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地。なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2011 年度から 2012 年度(小学校は 2015 年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

※「交代（変更）届」又は
「棄権届」のいずれかを
○で囲むこと

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

1. 体調不良のため（症状：_____）
2. 怪我のため
3. その他（_____）

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ		生年月日	(西暦)		
氏名			年	月	日生 (歳)
連絡先 (TEL)※1		連絡先 (メール)※1			
所属区分※2		所属の所在地※3			
プログラム掲載用所属					
第77回大会 参加都道府県名		特別大会 参加都道府県名		例外適用 ※4	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有の場合 登録番号等			
その他の必要事項(身長、体重、記録等)					
JSP0 公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入	資格名 登録番号	有効 期限	年	月	

※1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。

※2 第78回大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別 (ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと)

少年種別 (ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地

エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地)

※3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※4 今回(第78回大会)と特別大会(不出場の場合は第77回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

(1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと(成年) 4. 一家転住(少年) 5. JOC エリートアカデミー(少年)

6. 東日本大震災に係る特例措置)

年 月 日

当該中央競技団体会長(代表者) 殿

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会会長 殿

体育・スポーツ協会

会長(代表者)

協会・連盟

会長(代表者)

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、各競技が定める提出先宛に提出すること。
- (2) 添付書類（診断書等）については、各競技の定めにより提出すること。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続き

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者（※1）は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）、北海道実行委員会（※3）宛に提出すること。なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- (2) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は、次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
 - ア 中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※1 都道府県選手団連絡責任者に関する情報は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※2 競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

※3 「1 交代（変更）届」と同様に「2 棄権届」についても、各競技が定める開催県実行委員会に提出すること。

3 各競技実施要項

◇ 正 式 競 技 ◇

〔1〕スケート競技

1 期 日 2024年1月28日(日)から1月31日(水)まで(4日間)

実施競技	競 技 期 間
スピード	2024年1月28日(日)から1月31日(水)まで(4日間)
ショートトラック	2024年1月28日(日)から1月29日(月)まで(2日間)
フィギュア	2024年1月28日(日)から1月31日(水)まで(4日間)

2 会 場

会 場 地	実 施 競 技	競 技 会 場
苫小牧市	スピード	苫小牧市ハイランドスポーツセンター
	ショートトラック	苫小牧市新ときわスケートセンター
	フィギュア	nepia アイスアリーナ

3 種別、種目及び参加人員

(1) 種別及び種目

ア スピード

種 別	種 目
成年男子	500m・1000m・1500m・5000m・2000mR
成年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR
少年男子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000mR
少年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR

イ ショートトラック

種 別	種 目
成年男子	500m・1000m・5000mR
成年女子	500m・1000m・3000mR
少年男子	500m・1000m
少年女子	500m・1000m

ウ フィギュア

種 別	種 目
成年男子	ショートプログラム フリースケーティング
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(2) 参加人員

種別	監督	選手	都道府県	小計	合計
成年男子	12名以内	30名以内	47	1都道府県 66名以内	858名以内
成年女子					
少年男子		24名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督12名、選手54名、計66名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。ただし、総計858名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。成年選手が監督を兼任する場合、種別・種目を跨ぐ兼任は認めない。また、専任監督の種別の兼任は認めるが、種目を跨ぐ兼任は認めない。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が1位から16位までの都道府県は各種別最大8名まで、17位以下の都道府県は各種別最大5名までとする。ただし、国民スポーツ大会開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が16位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1位12点、2位11点、3位10点、4位9点、5位8点、6位7点、7位6点、8位5点、9位4点、10位3点、11位2点、12位1点とする。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは1チーム6名以内とし、競技は4名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 前年度国体で各種別の総合順位が1位から8位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記8位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ8位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各5名以内、少年男女種別各2名以内とし、17位以下の都道府県は各種別1名とし、国民スポーツ大会開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。前年度の国体の各都道府県の種別順位が8位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは1チーム5名以内とし、競技は4名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

ウ フィギュア

(ア) 参加人数は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。

参加都道府県は、aからcに該当する最大16チームである。

a 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位8チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

b 第78回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

c 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

(イ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

4 競技上の規定及び競技方法

(1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m標準シングルトラック (Cタイプ)」を使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

a 8名以内 (男女500m、男女1000m、男女1500m)

b 12名以内 (男子5000m、男子10000m、女子3000m)

(ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。

(エ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

(オ) 500mとリレー競技では、決勝A(1位～4位)及び決勝B(5位～8位)を行い、順位を決定する。

ただし、参加者(チーム)が6名(チーム)以内の場合は決勝のみとする。

(カ) 組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー及びスピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、リレー競技開始30分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m(1回)、1500m(1回)、3000m(2回)、5000m(4回)、10000m(8回)

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。

また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。ただし、男子 10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

カ 出場選手の安全装具の装着について、下記の通り定める。

(ア) レーシングスーツはカットレジスタンス素材（部分的含む）が望ましい

(イ) ASTM 基準のヘルメットの着用

(ウ) 革製又はカットレジスタンス素材の手袋の着用

(エ) シンガード（脛あて）の着用

(オ) ネックプロテクションの着用

(カ) アンクルプロテクションの着用

(キ) ブレードの両端は最小半径 10mm で丸くされていること

(2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間に最低 15 分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバジジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1位から8位を決定する。

(3) フィギュア

ア 2022年国際スケート連盟特別規程、技術規程に準ずる。採点はISUジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

[注]①1名では参加できない。

②2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2022年国際スケート連盟技術規程第611条に基づき、少年はISUジュニア課題、成年はISUシニア課題とする。

フリースケーティングは、2022年国際スケート連盟技術規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのISU規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒±10秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子4分±10秒、少年男子・少年女子3分30秒±10秒とする。

ク 音楽は、CDを使用することとし、最初から再生できるものとする。また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において2024年1月4日(木)までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

登録手続きURL <https://www.skatingjapan.jp/mypage/> なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局

E-mail : koku-sports@city.tomakomai.hokkaido.jp

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ1、公認スケートコーチ2、公認スケートコーチ3、公認スケートコーチ4、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上(スピード・ショート)の資格を有する者(バッジテスト認定証は、必ず持参すること。)

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック：各種目（リレーを含む。）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
		フィギュア：各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、第78回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表 彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(3) 競技の各種別及び種目の1位から8位までに賞状を授与する。ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものを **又は都道府県と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを** チーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア スピード

日 時 2024年1月8日(月) 13:00～
場 所 苫小牧市役所9階第2委員会室
電 話 0144-84-7433

イ ショートトラック

日 時 2024年1月8日(月) 14:30～
場 所 苫小牧市役所9階第2委員会室
電 話 0144-84-7433

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 2024年1月27日(土) 14:30～
場 所 苫小牧市民会館 小ホール
電 話 0144-33-7191

イ ショートトラック

日 時 2024年1月27日(土) 12:30～
場 所 苫小牧市民会館 205号室
電 話 0144-33-7191

ウ フィギュア

日 時 2024年1月27日(土) 13:00～
場 所 苫小牧市民会館 小ホール
電 話 0144-33-7191

(3) 競技役員会議

ア スピード

日 時 2024年1月27日(土) 16:30～
場 所 ハイランドスポーツセンター
電 話 0144-34-3522

イ ショートトラック

日 時 2024年1月27日(土) 13:30～
場 所 苫小牧市民会館 205号室
電 話 0144-33-7191

ウ フィギュア(レフェリー、テクニカル・コントローラー会議)

日 時 2024年1月27日(土) 12:30～
場 所 苫小牧市民会館 203号室
電 話 0144-33-7191

9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

〔2〕アイスホッケー競技

1 期 日 2024年1月30日(火)から2月3日(土)まで(5日間)

種 別	1月30日(火)	1月31日(水)	2月1日(木)	2月2日(金)	2月3日(土)
成年男子	1回戦	2回戦	準々決勝	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦
少年男子		1回戦	準々決勝 順位決定戦	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦

2 会 場

会 場 地	競 技 会 場	住 所
苫小牧市	nepia アイスアリーナ	苫小牧市若草町2丁目4-1
	ダイナックス沼ノ端アイスアリーナ	苫小牧市北栄町3丁目2-3
	新ときわスケートセンター	苫小牧市ときわ町3丁目8-1

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県数	小 計	合 計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

4 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、1位から8位までを決定する。
- (3) 5位から8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 試合前の練習は、試合開始 25 分前から 10 分間とし、競技時間は、1 試合を第 1、第 2、第 3 ペリオドの 3 回に分け、ペリオド間にインターバルを挟む。
成年・少年とも 1・2 回戦は各ペリオド正味 15 分、これ以外の試合は各ペリオド正味 20 分とし、インターバルは全ての試合 10 分とする。
- (5) 1・2 回戦で第 3 ペリオド終了時に同点の場合は、直ちに 3 名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。決しない場合は、1 名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
これ以外の試合で第 3 ペリオド終了時に同点の場合は、3 分間の休憩後、5 分間のサドンデス方式による「3 on 3 方式」の延長ペリオドを行う。決しない場合は、3 名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1 名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
- (6) 全ての試合において、10 点差以上の得点差がついた時点で、次のフェイスオフ以降のゲームタイムは、ランニングタイムとする。
ア 点差が縮まった場合でも、継続する。
イ 次の場合は、時計を止めるものとする。
(ア) 得点時一旦止めるが、レフェリーがオフィシャルに報告にきた時点で、直ちにスタートする。
(イ) 反則発生時一旦止める。次のフェイスオフでスタートする。

(ウ) 選手が負傷し交代に時間を要する場合やチームからの質問などで時間を要する場合などは、レフェリーの指示で時計を止める。次のフェイスオフでスタートする。

ウ 反則時間終了時にプレーが止まっていたら、その選手は次のフェイスオフでパックがドロップされるまでペナルティーベンチから出られない。

(7) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16名以内とする。なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

(8) 各チームは、1試合(60分又は45分のレギュレーション・タイムと延長)の間に30秒のタイムアウトを1回取ることができる。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は各都道府県スポーツ協会等の主催とし、ブロック大会は各ブロック内関係都道府県スポーツ協会等の共催、開催地連盟の主管とする。
- (3) ブロック大会の関係都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年	少年
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開催地	北海道	1	1
計		26	13

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ1、公認アイスホッケーコーチ3又は公認アイスホッケーコーチ4の資格を有すること。

7 参加申込、交代

「2 実施要項総則」8に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本大会の参加申込は、監督1名、選手16名、予備登録選手9名以内とする。
- (2) 選手又は監督の交代届は、所定の様式により監督会議開始前までに提出するものとする。
- (3) 選手の交代は、予備登録選手に限り認める。
- (4) 監督は、特別な事情がある場合、大会期間中の交代を認める。ただし、交代者は6(3)に掲げる監督要件を有する者に限る。

8 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	競技得点
成年男子 少年男子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

9 表彰

(1) 総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 総合成績1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(3) 各種別の1位から8位までに賞状を授与する。

賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

10 参加上の注意

(1) 2024年1月4日（木）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、次の送付先へ提出すること。

【送付先】 〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局
E-mail:koku-sports@city.tomakomai.hokkaido.jp

(2) 監督以外にベンチに入ることができるコーチは、ドクター資格又はトレーナー資格を有するコーチを含め6人以内とする。

(3) J.I.H.F.2021～2022発第312号〔通知〕に基づき、プレイヤーは、ユニフォームにタイダウストラップを備え付けること。

(4) J.I.H.F.2021～2022発第226号〔通達〕に基づき、1974年12月31日以降に生まれたプレイヤーは、単色透明・肌色・白色以外のマウスガードを着用すること。

(5) 少年に参加するプレイヤーは、J.I.H.F.2021～2022発第226号〔通達〕に基づき、適切な保護具を着用すること。

(6) その他の事項は、「2 実施要項総則」15によるものとする。

11 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア 日 時 2024年1月10日(水) 14:00～
イ 場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
ウ 電 話 03-5843-0375 (公益財団法人日本アイスホッケー連盟)

(2) 監督会議

ア 日 時 2024年1月29日(月) 15:00～
イ 場 所 苫小牧市民会館 小ホール
ウ 電 話 0144-33-7191

12 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

4 式 典 次 第

【第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開 始 式

期 日 2024年1月27日(土)

場 所 苫小牧市民会館

順	次 第	時 刻
1	開場	16:30
2	役員・選手団集合開始	16:30
3	役員・選手団着席完了	17:05
4	歓迎アトラクション	17:10
5	参加都道府県旗入場・選手団紹介	17:30
6	開式通告	17:45
7	競技会開始宣言	17:46
8	国旗儀礼	17:49
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	17:51
10	大会会長トロフィー返還	17:53
11	日本スポーツ協会あいさつ	17:57
12	スポーツ庁あいさつ	18:00
13	中央競技団体あいさつ	18:03
14	歓迎のことば	18:06
15	選手代表宣誓	18:09
16	閉式通告	18:13
17	役員・選手団解散	18:14

【第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会】

表 彰 式

期 日 2024年1月31日(水)

場 所 苫小牧市ハイランドスポーツセンター

順	次 第	時 刻
1	開場	14:30
2	役員・選手団集合開始	14:30
3	役員・選手団着席完了	14:59
4	開式通告	15:00
5	成績発表	15:01
6	スケート競技会表彰状授与	15:04
7	スケート競技会大会会長トロフィー授与	15:17
8	中央競技団体あいさつ	15:19
9	会場地あいさつ	15:22
10	国旗儀礼	15:25
11	競技会終了宣言	15:27
12	閉式通告	15:30
13	役員・選手団解散	15:31

【第78回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会】

表 彰 式

期 日 2024年2月3日(土)

場 所 nepia アイスアリーナ

順	次 第	時 刻
1	開場	15:30
2	役員・選手団集合開始	15:30
3	役員・選手団着席完了	15:59
4	開式通告	16:00
5	成績発表	16:01
6	表彰状授与	16:04
7	大会会長トロフィー授与	16:13
8	中央競技団体あいさつ	16:15
9	会場地あいさつ	16:18
10	国旗儀礼	16:21
11	競技会終了宣言	16:23
12	閉式通告	16:26
13	役員・選手団解散	16:27

5 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、合同で第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、配宿センターが次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、競技別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、3.3 m²（2畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	6,000円～16,000円※1	4,200円～11,200円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	6,600円～17,600円	4,620円～12,320円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除（委託業者が決定してから確定）

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の12時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	4,800円～10,400円	5,400円～11,700円
	10%	5,280円～11,440円	5,940円～12,870円

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後に必要に応じて、配宿センターから各都道府県体育・スポーツ協会に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。**なお、素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。**

1 団体の人数	旅行開始後の解除 または 無連絡・不参加	当日	前日	2 日前	3 日前	4 日前	5 日前	6 日前	7 日前
1～14 名	100%	50%	20%		無料				
15～30 名	100%	50%	20%			無料			

(注) 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

※旅行開始後とは、ホテル、旅館等に1泊目の宿泊を開始した後（チェックイン後）を指す。

※上表の「1 団体の人数」の考え方は、スケート競技については各種目（スピード、ショート、フィギュア）における各種別（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）、アイスホッケー競技については各種別（成年男子、少年男子）に対し、都道府県単位で申し込まれた選手・監督の人数を指す。なお、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員における取消料は、上表「1～14 名」を適用する。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日 当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

カ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2024年1月25日（木）15時から2024年2月4日（日）10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

- (2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めない。
- (3) インターネット等による宿泊の申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊の申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあつても、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあつた日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、北海道産の食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あつせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込みものとする。
なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	1,000 円以内
	8 %	1,080 円以内

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指定された場所に保管する。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があつた場合は、変更後の税率を適用する。

6 輸送交通要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来道する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 開始式・表彰式の輸送

開始式、表彰式における大会参加者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

大会参加者については、原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

ウ 競技会場の輸送

競技会場における大会参加者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 指定集合地の設定

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、開始式、表彰式及び競技会場他における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、バス等の乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て、バス、タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

自家用車での開始式、表彰式会場及び競技会場への乗入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況等に応じて必要な制限を行う。

(3) 車両等及び駐車場の確保

大会参加者の輸送に必要な車両等については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、会場地周辺における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等もとより、広く苫小牧市民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が別に定める。

7 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に関して、必要な事項を定める。

2 基本方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、事務職員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、応急処置を行い、状況に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(3) 宿舎における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発症し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 医療救護業務の統括は、北海道実行委員会が担当する。
- (2) 大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、北海道実行委員会及び苫小牧市実行委員会が連携し担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

8 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和5年6月6日一部改定

9 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和5年6月6日一部改定

10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	TEL
		FAX
公益財団法人 日本スポーツ協会 国スポ推進部 国スポ課	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人 日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415
		03-5843-0416
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0375
		03-5843-0376
公益財団法人 北海道スポーツ協会	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号	011-820-1701
		011-833-0705
一般財団法人 北海道スケート連盟	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号 北海道立総合体育センター内	011-833-0701
		011-833-0777
一般財団法人 北海道アイスホッケー連盟	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号 北海道立総合体育センター内	011-788-2811
		011-788-2812
第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会事務局	〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課 内	011-204-5209
		011-232-1098
第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会スケート競技会・アイ スホッケー競技会事務局 第78回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 苫小牧市実行委員会	〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市総合政策部国民スポーツ大会準備室 内	0144-84-7433
		0144-34-7717